

令和8年度北区民カーニバル事業業務委託 募集要項

北区では、「令和8年度北区民カーニバル事業業務委託」について、次のとおり公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により事業受注者を募集します。

令和8年1月20日
大阪市北区長 寺本 譲

この事業に応募される際は、必ずこの「募集要項」をお読みください。

第1章 趣旨・事業概要について

第2章 応募について

第3章 選定について

第4章 契約、その他について

仕様書

書類様式

【事業所管部署】

〒530-8401 大阪市北区扇町2丁目1番27号

大阪市北区役所地域課（北区役所4階43番窓口）

担当：鈴木・佐瀬

TEL：06-6313-9951 FAX：06-6362-3823

【各種書類の提出先】

大阪市北区役所総務課（北区役所4階41番窓口）

TEL：06-6313-9941 FAX:06-6362-3821

E-MAIL：ta0001@city.osaka.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.osaka.lg.jp/kita/>

第1章 趣旨・事業概要について

1 事業の目的

北区は、歴史や文化が根付くエリアであり、都会の中にあっても様々な地域活動が展開されており、地域への愛着が強い住民が多い。区内19地域が一同に会する北区民カーニバルは、多くの区民の来場により盛り上がりを見せており、地域対抗の体育祭及び区民まつりにより地域間の連携強化を担っている。

一方、近年は大規模マンションの建設等により、区内の人口は年々増加傾向にあるが、地域活動への関心の希薄化、町会加入率の低下等、地域コミュニティを取り巻く環境は変化を見せており、これまで以上に多くの人々が交流し、コミュニティの大切さに気付く機会の提供が重要になってきている。

地域コミュニティの活性化に寄与することを目的に、区民や市民活動団体、企業、学校等、多様な主体との連携・協働により北区民カーニバルを企画・開催する。

また、同日に北区民センターで開催する「(仮称) 北区官民連携イベント」は、官民連携の推進を目的に、企業、学校、地域と連携して実施するものであり、同イベントと連携することで相乗効果を高めるとともに、一体感あるイベントとして、さらなる交流を創出し、地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

2 委託業務

(1) 契約上限額

金9,482,736円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 委託期間

令和8年4月1日から令和9年1月31日まで

(3) 業務内容

「1 事業の目的」の達成を目指し、仕様書で定める業務を実施してください。

(4) 再委託について

ア 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはなりません。なお、「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできません。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としません。

ウ 受注者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければなりません。

エ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」といいます。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければなりません。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を発注者に提出しなければなりません。

(5) その他

原則として提案いただいた内容で事業を実施することとしますが、本市との協議により内容を修正する場合があります。また、北区民カーニバル実行委員会での検討事項を踏まえて事業を実施することになるため、提案内容と実施内容が異なる場合があります。

第2章 応募について

1 応募資格

次の基準のすべてに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認めた者は、公募型プロポーザルに参加することができます。

- (1) 民間法人・任意団体等（法人格は問わない）であって、国・地方公共団体ではないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 納税義務者にあっては、国税及び地方税を完納していること。
- (5) 公募型プロポーザル参加申請時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (6) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (7) 共同体を結成して申請する場合は、以下の要件を全て満たしていること。

なお、参加申請以後に共同体の代表者及び構成員を変更することは認めない。

- ア 全体の意思決定、管理運営等に責任を持つ共同体の代表者を定めていること。
なお、提案書等の提出は代表者が行うこと。
- イ 代表者とならない事業者にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出していること。
- ウ 共同体結成に関する協定等を締結していること。なお、協定等には、それぞれの事業者の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- エ 代表者を含む全ての構成員が、上記（1）～（6）の要件を満たしていること。
- オ 代表者を含む全ての構成員が、単独若しくは他の共同体で参加申請を行っていな

いこと。

2 スケジュール（予定）

・公募開始	令和8年1月20日（火）
・質問受付締切	令和8年1月27日（火）
・質問に対する回答	令和8年2月3日（火）
・参加申請関係書類の提出期限	令和8年2月10日（火）
・参加資格決定通知書発送	令和8年2月17日（火）
・企画提案書類の提出期限	令和8年2月27日（金）
・プレゼンテーション	令和8年3月11日（水）
・選定結果通知	令和8年3月18日（水）
・契約締結・事業開始	令和8年4月1日（水）

3 質問の受付について

（1）受付方法

「質問票」（様式A）により北区役所総務課へ持参またはFAX・電子メールで送信してください（郵送不可）。なお、送信後には必ず電話にて連絡してください。

（2）受付期間

令和8年1月20日（火）から令和8年1月27日（火）午後5時30分まで

（3）回答

令和8年2月3日（火）に北区役所ホームページに掲載します。（質問が無い場合は掲載しません。）

4 応募に必要な書類

（1）公募型プロポーザル参加申請書類

公募型プロポーザルへの参加を希望する場合は、令和8年2月10日（火）午後5時30分まで（本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分）に次の書類を北区役所総務課に持参（郵送不可）してください。なお、申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。

- ア 公募型プロポーザル参加申請書（様式B）
- イ 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）、若しくは定款又は定款に類する規程及び役員名簿（写し可）
- ウ 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表及び実績報告書、又は確定申告書（直近）
- エ 印鑑証明書（提出日前3か月以内に発行：写し不可）
- オ 使用印鑑届（様式C）
- カ 申請内容誓約書（様式D）

- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書(税務署の様式その3又はその3の3様式〔法人〕、若しくはその3の2様式〔個人〕)（提出日前3か月以内に発行：写し可）
非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出してください。
- ク 市町村民税並びに固定資産税の納税証明書（提出日前3か月以内に発行：写し可）
非課税の場合は、その旨を記載した理由書を提出してください。
- ケ 共同体で申請する場合
 - ・共同体の協定書（写し可）
 - ・代表者とならない者にあっては、代表者に代表権を委任する旨記載されている委任状

※令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、イ・ウ・エ・オ・キ・クを省略できるものとします。

(2) 参加者の指名等

公募型プロポーザル参加資格決定通知書は、令和8年2月17日(火)に交付し、指名されなかった場合は、その理由を付した通知書を交付します。

(3) 参加の無効等

提出書類に虚偽の記載をした事業者及び大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置、若しくは大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置中の事業者の参加は無効とします。

(4) 企画提案書類

企画提案書は、令和8年2月27日(金)午後5時30分まで(本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分)に次の書類を北区役所総務課に持参(郵送不可)してください。提出部数は8部(正本1部、副本7部)とし、提案者名の記載は正本のみとしてください。副本には提案者名を記載しないとともに、他に提案者の表示があれば黒塗りするなどし、提案者が推定できる記載は行わないでください。

ア 企画提案書(様式1)

イ 事業趣旨、事業効果や目標について(様式2)

ウ 事業内容、実施体制及び実施スケジュールについて(様式3)

エ 提案のセールスポイント(様式4)

オ 過去5年間の類似事業の実績について(様式5)

カ 経費内訳書(様式6)

※提出できる案は、1案のみとします。

※提案にかかる費用は、すべて応募者負担とします。

(5) 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんのでご了承ください。なお、提出書類は選定及び参加資格の審査にのみ利用し、他の目的には使用しません。

(ただし、「大阪市情報公開条例」の規定に基づく公開を除く)。

(6) 提出書類の不備

提出書類に不備があった場合は、審査の対象とならないことがあります。

(7) その他

ア 企画提案書類は、正本及び副本のセットをそれぞれA4サイズのファイルに綴じて提出してください。

イ ファイルの表紙及び背表紙には事業の名称を記載してください。

ウ 期限後の提出、差替えは認めません（大阪市が補正等を求める場合を除く）。

エ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は本件の参加資格を失うものとします。

5 契約保証金

大阪市契約規則第37条第1項各号に該当する場合は免除

第3章 選定について

1 審査・選定

提案内容の審査は、「令和8年度北区民カーニバル事業業務委託先選定会議」において提案書類及びプレゼンテーション審査により行います。

(1) 選定基準

審査項目・審査内容	配点
○企画内容	50点
・提案した事業内容に、行政にはない専門性・独創性があるか	
・実現可能な企画内容となっているか	
・成果の達成目標が明確であり、効果が見込めるか	
・区民、事業者、学校等多様な人々が参画できる内容となっているか	10点
○実施体制	20点
・仕様書に定める業務を遂行できる組織体制を構築しているか	
○業務実施手順	10点
・実施日当日までの工程が実現可能なものとなっているか	
○事業実績	10点
・類似業務に関する実績、情報の蓄積があるか	
○所用経費、見積金額	10点
・効率的で妥当な経費により提案されているか	
合計	100点

(2) 選定会議（プレゼンテーション審査）

令和8年3月11日(水)を予定しています。開催場所、時間等の詳細については、別途通知します。

(3) 審査結果の通知及び公表

選定会議終了後、速やかに全ての参加者に通知するとともに、北区役所ホームページに掲載します。

(4) その他

審査の結果、評価点が最も高い提案者が複数いる場合は、企画内容の得点が高い提案者を優先交渉権者とします。ただし、平均評価点が60点未満であった場合は選定対象としません。

2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 選定、審査に関し不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 本要項に違反または著しく逸脱した場合
- (3) 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (4) 応募受付日から委託契約締結日までの間に「第2章1応募資格」の要件に該当しなくなった場合
- (5) 審査の公平性に影響のある行為を行ったと認められる場合
 - ア 他の参加者と提案の内容又はその意思について相談すること
 - イ 選定会議終了までの間に、他の参加者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること
- (6) その他不正行為があった場合

第4章 契約、その他について

1 契約の締結

選定会議において決定された優先交渉権者は、事業実施にあたり本市と委託契約を締結します。契約に関する主な注意事項は次のとおりです。

(1) 契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき委託契約を締結します。契約内容は、本市と協議の上、提案内容及び仕様書に基づき決定します。なお、契約の締結は、本業務にかかる令和8年度の大阪市予算の成立を条件とします。

また、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがあります。

（2）委託料の支払い

委託料は、業務完了報告書等に基づいて内容の検査を行った上で支払います。

（3）事業の実施

ア 事業の進捗状況については、本市の要請に基づき、隨時報告してください。

イ 個人情報の保管については、大阪市個人情報保護条例に基づき、厳重に行ってください。

ウ 事業完了後に業務完了報告書等を提出してください。

（4）その他

ア 提出された提案書、実施に関わり提出していただいた書類は、「大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例3号）」に基づき、非公開情報（個人情報、「法人の正当な理由を害する情報等」）を除いて、情報公開の対象となります。

イ 事業の収支を明らかにした帳簿や領収書等関係書類を常に整備し、当該業務が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。

ウ 優先交渉権者として選定された場合は、契約締結等の手続き及び事業実施に向けた協議に応じていただきます。なお、その間の費用は提案者の負担とします。

エ 契約締結までの間に、提案者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとします。

オ 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行います。